

## 公益社団法人日本看護科学学会 研究助成資金取扱細則

### (目的と名称)

- 第1条 この細則は、公益社団法人日本看護科学学会（以下、「本会」という。）が研究助成規程により助成に使用する資金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 この資金の名称は「研究助成資金」とする。

### (設置)

- 第2条 本会は、特定資産として、研究助成資金を設けることができる。
- 2 研究助成資金は、2022年度から開始する研究助成に充当するための資金であり、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第18条第1項に規定する特定費用準備資金とする。

### (積立)

- 第3条 研究助成資金には、理事会の決議を受けた金額を積み立てる。

### (積立限度額)

- 第4条 前条の規定にかかわらず、研究助成資金の積立限度額は3,000万円とし、当該金額を超えて積み立てることはできない。
- 2 前項の積立限度額の算定根拠は、研究助成に要する必要見込額とする。

### (運用)

- 第5条 研究助成資金の運用は金融機関へ預貯金のみとし、運用益は当該事業資金に積立て研究助成に使用するものとする。

### (取崩)

- 第6条 研究助成資金は、研究助成に充当する場合を除いて、取り崩すことができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、研究助成の遂行上やむを得ない場合には、理事会の決議により、研究助成資金の全部又は一部を取り崩すことができる。

### (備置)

- 第7条 この細則及びその写しは、研究助成を支出した事業年度終了の日まで、それぞれこの法人の事務所に備え置き、法令の定める手順に従い閲覧の用に供するものとする。

### (細則の改正)

- 第8条 この細則の改正は、理事会の決議により行う。

### 附 則

- この細則は、2022年6月30日から施行する。